

町営住宅 入居者の募集について

町営住宅は、比較的収入が低く、住宅に困窮している方々のために整備された公共住宅です。下記のとおり入居者の募集を行いますので、入居を希望される方は期間内にお申込みください。

なお、前回までに申込みをされている方でも、今回の募集で入居を希望される場合は、あらためて申込が必要となります。

●募集期間

令和8年8月13日（木）～ 令和8年9月4日（金） 必着

※土曜・日曜・祝日は、役場閉庁のため受付できませんのでご了承ください。

●募集住宅（7戸）

	団地名	団地番号	階	間取	面積	建設年度	物置	車庫	給湯	暖房	浴室	浴槽	備考
1	常盤	72-3	2	3LDK	62.90㎡	昭和59年	○	×	○	○	○	○	世帯向
2	富士見	74-1	2	3LDK	67.20㎡	平成2年	○	×	○	○	○	○	世帯向
3	富士見	75-5	3	3LDK	67.20㎡	平成3年	○	×	○	○	○	○	世帯向
4	東	84-7	2	2LDK	65.36㎡	平成26年	○	○	○	○	○	○	世帯向
5	東	85-3	1	2LDK	65.36㎡	平成27年	○	○	○	○	○	○	世帯向
6	望羊	74-2	1	2DK	50.40㎡	昭和62年	×	×	×	×	○	×	世帯向
7	望羊	88-2	1	1LDK	41.76㎡	令和2年	○	○	○	○	○	○	老人向

○=有・×=無

●入居資格

1. 住宅に困窮しており、現に同居し、または同居しようとする親族がいること（婚約者含む）
2. 世帯の収入が町で定める基準以下であること
3. 町税を滞納していないこと

※町税等の滞納に対する行政サービス等の制限に関する条例の対象となります

4. 連帯保証人を付することができること

【連帯保証人の条件】

- (1) 入居申込者と同程度以上の収入（家賃1年分に相当する額を負担することができる）があること
- (2) 入居者と独立の生計を営んでいること
- (3) 京極町が管理する町営住宅等の入居者及びその同居者ではないこと

5. 暴力団員でないこと

6. ペット（犬、猫等）を飼育していないこと

裏面もご覧ください

●家賃

【家賃】

家賃				家賃							
住宅		階層	入居収入基準	住宅		階層	入居収入基準	家賃			
常盤	72棟3号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	16,400円	富士見	74棟1号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	20,900円
			II	～123,000円	19,000円				II	～123,000円	24,100円
			III	～139,000円	21,700円				III	～139,000円	27,600円
			IV	～158,000円	24,500円				IV	～158,000円	31,100円
			V	～186,000円	28,000円				V	～186,000円	35,500円
			VI	～214,000円	32,300円				VI	～214,000円	41,000円
		収入超過者最大家賃					56,700円	収入超過者最大家賃			
富士見	75棟5号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	21,200円	東	84棟7号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	21,200円
			II	～123,000円	24,400円				II	～123,000円	24,500円
			III	～139,000円	27,900円				III	～139,000円	28,000円
			IV	～158,000円	31,500円				IV	～158,000円	31,600円
			V	～186,000円	36,000円				V	～186,000円	36,100円
			VI	～214,000円	41,600円				VI	～214,000円	41,700円
		収入超過者最大家賃					61,800円	収入超過者最大家賃			
東	85棟3号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	20,300円	望羊	74棟2号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	10,100円
			II	～123,000円	23,400円				II	～123,000円	11,700円
			III	～139,000円	26,800円				III	～139,000円	13,400円
			IV	～158,000円	30,200円				IV	～158,000円	15,100円
			V	～186,000円	34,600円				V	～186,000円	17,300円
			VI	～214,000円	39,900円				VI	～214,000円	19,900円
		収入超過者最大家賃					142,000円	収入超過者最大家賃			
望羊	88棟2号	一般・裁量 裁量	I	～104,000円	13,100円	老人世帯向けの入居対象は次のいずれかに該当する世帯となります。 (1)入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満であること。 (2)入居者又は同居者のいずれかが60歳以上で、かつ、同居者が入居者の配偶者のみ、又は同居者が入居者の配偶者及び18歳未満の者のみであること。 (3)入居者又は同居者のいずれかが、一定程度の身体障害、精神障害等のいずれかに該当すること。					
			II	～123,000円	15,100円						
			III	～139,000円	17,300円						
			IV	～158,000円	19,500円						
			V	～186,000円	22,300円						
			VI	～214,000円	25,800円						
		収入超過者最大家賃									153,200円

※敷金は家賃の2ヶ月分となります

【車庫使用料】

東団地85棟3号	1棟(1台)	月額1,000円
----------	--------	----------

注1：収入月額、入居者及び同居者の所得の合計金額から、扶養控除(同居者1人につき3.8万円)、老人扶養控除、障害者控除、特定扶養控除などを差し引いた金額を12で割った額となります。

注2：「裁量」世帯は、入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。入居者または同居者が、障害者基本法第2条に規定する障害者であって、一定程度の障害のある者がいる世帯などの場合適用されます。「一般」は、それ以外の世帯です。

注3：「一般」で収入月額が158,001円以上の世帯、「裁量」で収入月額が214,001円以上の世帯の方の家賃については、建設課管理係までお問い合わせください。

注4：収入超過者とは、注3の収入月額以上の世帯で、町営住宅に引き続き3年以上入居している世帯をいいます。

●申込み

入居申込書及び申込みに必要な書類を添えて、京極町役場建設課までお申し込みください。

※申込用紙は建設課でお受け取りになるか、京極町のホームページからダウンロード願います。

●お問い合わせ先：京極町役場建設課管理係 0136-42-2111（内線61）

発行：令和8年8月12日 京極町役場建設課